



秋田県公報

目 次

ページ

人事委員会規則

○人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則……………1

人事委員会規則

人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月一日

秋田県人事委員会委員長

柴 田 一 宏

人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則

規則七―三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局本庁の項中 「防災技監」「森林技監」

「森林技監」を 「県土整備技監」

に、「参事」を 「参事」に改め、「広報専門員」を

「参事」

「広報専門員」を

削り、同表知事部局総合食品研究所の項中

「主席研究員」

に改める。

主席研究員	
主席主幹	四種

附 則

この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄